

【補助金の概要】

1. 事業の目的・内容

発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるように、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うこと。

- (1) 設備整備等の補助
- (2) 院内感染防止対策や診療体制確保等の補助

2. 補助対象期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

3. 補助対象経費

以下の(1)、(2)の経費の実費分

(1) 設備整備等の補助

- ① 新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費
- ② 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)
- ③ 簡易陰圧装置
- ④ 簡易ベッド
- ⑤ 簡易診療室及び付帯する備品
- ⑥ HEP Aフィルター付き空気清浄機
- ⑦ HEP Aフィルター付きパーテーション
- ⑧ 消毒経費
- ⑨ 救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品
- ⑩ 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器

(2) 院内感染防止対策や診療体制確保等の補助

新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用(従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く)

賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金

4. 補助基準額

(1) 設備整備等

対象設備	上限額
初度設備	1床あたり 133,000円
個人防護具	1人あたり 3,600円
簡易陰圧装置	1床あたり 4,320,000円
簡易ベッド	1台あたり 51,400円
簡易診療室及び付帯する備品	実費相当額
HEP Aフィルター付き空気清浄機	1施設あたり 905,000円
HEP Aフィルター付きパーテーション	1台あたり 205,000円
消毒経費	実費相当額
救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品	1施設あたり 300,000円
周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器	1台あたり 1,500,000円

(2) 院内感染防止対策や診療体制確保等の補助

以下の額を上限として実費を補助

- ・99床以下の医療機関 20,000,000円
- ・100床以上の医療機関 30,000,000円
- ・以降100床ごとに10,000,000円を上限額に追加
- ・新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関には、上限額に10,000,000円を加算

5. 補助率：10分の10

6. 補助対象施設

新型コロナウイルス感染症疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関